毎週　月・水・金曜日発行

熊本県公報

目　次

条　例
○熊本県税条例等の一部を改正する条例　（税　務　課）　一
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例　（　〃　）　二
規　則
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則　（　〃　）　三

条　例

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日　　熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第四十号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第一条　熊本県税条例（昭和二十九年熊本県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「団地管理組合法人」の下に「、マンション建替組合」を加える。

第五十六条第三項中「及び第十三項」を「、第十三項及び第十四項」に改める。

第五十九条第一項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」を「が新築された場合（当該取得をした者（以下本号において「取得者」という。）が当該土地を引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）」に改める。

第六十条第三項第二号を削り、同項第三号中「及び取得予定者の住居の状況」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第六十三条第二項中「第五十二条第八項」を「法第七十三条の十四第八項」に改める。

第百一条第一項第五号ロに次のように加える。

その他

普通自動車に属するもの　　年額　三万六千円

四輪以上の小型自動車に属するもの　　年額　二万三千五百円

三輪の小型自動車に属するもの　　年額　一万千円

第百九条第一項第八号中「国土交通大臣が交付する地方バス路線維持費補助」を「地方バス路線の運行の維持を図るため国が行う補助」に改める。

附則第六条の七第二項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、「を新築した」を「が新築された」に改める。

附則第十二条第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第七項中「取得で施行令で定めるもの」を「取得」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安規準に適合する自動車で施行令で定めるものの取得（第三項又は第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第百二十九条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一　平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで　百分の一

二　平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで　百分の〇・一

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条　熊本県税条例の一部を改正する条例（平成十三年熊本県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項の表の改正規定中第百一条第一項第五号ロの項に次のように加える。

三万六千円	三万九千六百円
二万三千五百円	二万五千八百円
一万千円	一万二千百円

附則第九条第二項の表の改正規定中第百一条第一項第五号ロの項に次のように加える。

三万六千円	一万八千円
二万三千五百円	一万二千円
一万千円	五千五百円

附則第九条第三項の表の改正規定中第百一条第一項第五号ロの項に次のように加える。

三万六千円	二万七千円
二万三千五百円	一万八千円
一万千円	八千五百円

附則第九条第四項の表の改正規定中第百一条第一項第五号ロの項に次のように加える。

三万六千円	三万千五百円
二万三千五百円	二万五百円
一万千円	一万円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中熊本県税条例（以下「条例」という。）第二十六条第五項の改正規定はマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第　　号）の施行の日から施行し、同条中条例第百一条第一項第五号ロの改正規定及び第二条の規定は公布の日から施行する。

（法人県民税に関する経過措置）

2　改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第二十六条第五項の規定は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3　新条例第五十六条第三項、第五十九条第一項第一号及び附則第六条の七の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4　新条例附則第十二条第五項、第七項及び第九項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5　施行日前の旧条例附則第十二条第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日　　熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県条例第四十一号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

第四条の三第一項第一号中「第十二条第一項の表第二号又は第四十五条第一項の表第二号」を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項第二号及び第三号中「第十二条第一項の表第二号又は第四十五条第一項の表第二号」を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」に改める。

第四条の十一第一項及び第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第四条の十二第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附　則

1　この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2　この条例による改正後の熊本県税特別措置条例第四条の三第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前において工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

熊本県知事　潮　谷　義　子

規　則

熊本県規則第六十四号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和三十年熊本県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「法第七十三条の二十七の四第三項」を「法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の四第四項、法第七十三条の二十七の四第六項、法第七十三条の二十七の四第八項、法第七十三条の二十七の四第十項」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

3　局長等は、条例第四十三条第一項第二号に規定する承認をする場合は、申告納付期日延長承認通知書（別記第二十三号の二様式）を発しなければならない。

第二十四条の三中「及び第三十一条の三」を削る。

第三十三条の三を次のように改める。

第三十三条の三　削除

第三十三条の六第一項中「次に掲げる」を「地方バス路線の運行の維持を図るため国土交通大臣が交付する補助の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「自動車運送事業等運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十二条の二」を「旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第二十五条」に改め、同条第三項本文中「とする。」の下に「なお、算式における生活路線に係る年間走行キロ数及び全路線の年間走行キロ数とは、減免を受けようとする年度の前年度において、条例第百九条第一項第八号に規定する国が行う補助において申請した走行キロ数をいうものである。」を加える。

第三十四条の八を削る。

別記第三号の三(裏)中「平成 13年6月 30日」を「平成 16年6月 30日」に改める。

別記第十一号様式中「当地域振興局（県税事務所）」を「当地域振興局（事務所）」に改める。

別記第十六号の三様式中「当地域振興局（事務所）」を「当地域振興局（県税事務所）」に改める。

別記第十六号の四様式中「当地域振興局（県税事務所）」を「当地域振興局（事務所）」に改める。

別記第二十二号様式中「当地域振興局（事務所）」を「当地域振興局（県税事務所）」に改める。

別記第二十三号様式の次に次の一様式を加える。

別記第23号の2様式（第14条関係）

申告納付期日延長承認通知書

第　　号
年　　月　　日

納税者
住（居）所
氏名又は名称　　様

熊本県　　地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長　　印

熊本県税条例第43条第１項第２号の規定による法人事業税の申告納付期日延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記

法人名	
所在地	
承認した事業年度	年　月　日から 年　月　日までの事業年度分から
承認した期間	月間延長
承認年月日	

摘要

教示	この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第４条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（２通）は知事あてにして、当地域振興局（県税事務所）を経由して提出してください。

（備考）この様式中不要の文字は、使途に従い、抹消してください。

別記第二十八号様式（その３）中「登録番号　熊」を「登録番号　」に改める。

別記第三十号の三様式(表)中「平成 13年６月 30日」を「平成 16年６月 30日」に改める。

別記第四十六号様式を次のように改める。

別記第 46号様式　削除

別記第四十七号様式中「熊本県陸運支局登録原簿」を「熊本陸運支局登録原簿」に改める。

別記第四十七号の二様式中「身障者・戦傷者・良育・精神障害者保健福祉手帳番号」を「身障者・戦傷者・療育・精神障害者保健福祉手帳番号」に改める。

別記第四十七号の二の三様式を次のように改める。

別記第47号の2の3様式（第34条関係）

自動車税減免申請書

年　月　日

熊本県知事　　様

申請者 住所
名称
代表者　　印

熊本県税条例第109条第3項の規定により下記のとおり　　年度分の自動車税の減免を申請します。

記

1.生活路線(運行系統)名等

生活路線(運行系統)名	起点	主な経過地	終点	キロ程	一日当たりの輸送量	一日の運行回数
				(キロ)	(人)	(回)

2.減免の対象となるバスの総数等

一般乗合用バスの総数 A	(台)
生活路線に係る年間走行キロ数 B	(キロ)
全路線の年間走行キロ C	(キロ)
減免の対象となるバスの総数 A × B／C	(台)

3.減免の対象となるバスの指定等

順位	登録番号	初度登録年度	乗車定員	4月1日から4月7日までにおける 当該車両の全走行キロ数 ①	①のうち生活路線走行キロ数 ②	生活路線走行率 ②／①	当該バスの主たる定置場
1			人	km	km	%	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

（備考）

1　この様式は、第33条の6に規定するバスに係る減免の申請について使用するものとする。

2　「生活路線（運行系統）名等」は、減免を受けようとする年度の前年度において地方バス路線の運行の維持を図るため国が行う補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となったバス路線について記載するものであること。

3　この様式中「減免の対象となるバス」とは、熊本県税条例第109条第1項第8号の規定により減免の対象となるバスをいい、「当該バス事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいうものであること。

4　「減免の対象となるバスの総数」は、次の算式によって得た数とすること。

$$\text{減免の対象となるバスの総数} = \text{当該バス事業者の所有する一般乗合用のバスの総数} \times \frac{\text{当該バス事業者の生活路線に係る年間走行キロ数}}{\text{当該バス事業者の全路線の年間走行キロ数}}$$

（注）（1）「当該バス事業者の所有する一般乗合用のバスの総数」とは、減免を受けようとする年度の4月1日現在、県内において当該バス事業者が所有する一般乗合用バスの総数をいうものであること。

（2）「当該バス事業者の生活路線に係る年間走行キロ数」とは、当該バス事業者の有するバス路線のうち、減免を受けようとする年度の前年度において補助金の交付対象となった期間における県内の生活路線の走行キロ数をいうものであること。

（3）「当該バス事業者の全路線の年間走行キロ数」とは、(2)の期間と同一の期間における当該バス事業者の有する県内の全路線の走行キロ数をいうものであること。

（4）「減免の対象となるバスの総数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

5　生活路線バスの指定等の表には、原則として各バスごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条の乗務記録によって生活路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活路線走行率の高いものから順次4の減免の対象となるバスの総数までのバスについて記載するものとすること。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{4月1日から4月7日までの生活路線走行キロ数}}{\text{4月1日から4月7日までの全走行キロ数}}$$

この場合において、「走行キロ数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、「生活路線走行率」はパーセント以下第2位まで算出（小数点第3位を四捨五入）して記載すること。

6　この申請書を提出する際には、補助金の交付決定の写し、旅客自動車運送事業運輸規則第25条にいう乗務記録の写し及び旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項にいう輸送実績報告書の写しを添付することとする。

別記第四十七号の七様式中「熊本県陸運事務所登録原簿」を「熊本陸運支局登録原簿」に改める。

別記第四十七号の九様式を次のように改める。

別記第47号の9様式　削除

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

（自動車税に関する規定の適用）

2　改正後の熊本県税条例施行規則第三十三条の六の規定は、平成十四年度分の自動車税から適用する。

（経過措置）

3　この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県税条例施行規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

4　この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間使用することができる。

発行所　熊本県
平成十四年三月三十一日印刷
平成十四年三月三十一日発行

印刷所　熊本市国府四丁目一〇―一八
株式会社　秀巧社
電話㈹〇九六―二八六―二三二一番

R100
古紙配合率100%